

自転車に乗っていて、
ヒヤッとしたことは
ありませんか？



こんなに増えている自転車の事故。

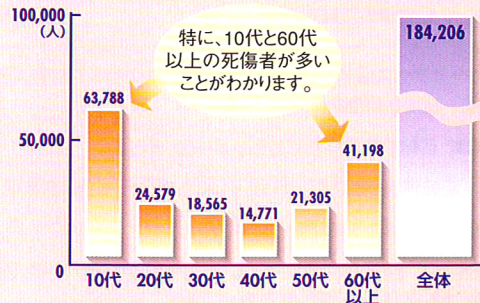
転んでケガをしたり、歩行者とぶつかってしまい相手にケガをさせたり・・・。

クルマに関する事故やニュースに加え、最近、自転車の交通事故やマナーの悪さが大きな社会問題となっています。

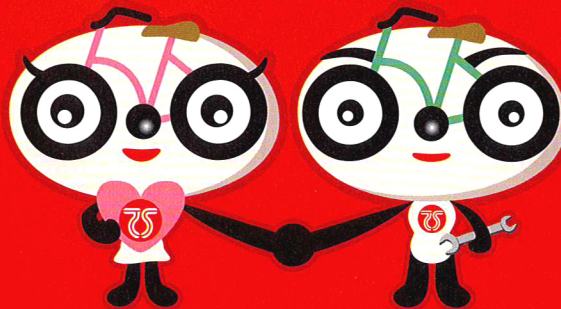
自転車乗車中の死傷事故は年々増加の一途にあり、平成15年には、約184,000人もの人が死傷しています。

自転車は、わたしたちの日常生活に欠かせない便利な乗り物ですが、ちょっとした不注意や油断で、時としては凶器にもなりかねません。自分が大ケガをしたり、相手を死傷させてしまう危険性を、常にはらんでいるのです。

■年代別の自転車事故死傷者数（平成15年）



TSマークを貼って、安心！



セフテイちゃんとセイビイくんは、
財団法人 日本交通管理技術協会認定の自転車安全整備士のいる
自転車安全整備店のしるしである「TSマーク」のキャラクターです。

TSマークに関するご質問は、いつでもお気軽に

財団法人 日本交通管理技術協会

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2丁目6番エアマンスビル市ヶ谷
TEL.03-3260-3621 FAX.03-3260-3892 URL <http://www.tmt.or.jp/>

TSマーク取扱店

安心は、
セフテイちゃんの
自転車店で。



TSマークを
貼って安心！

TSマークを貼る

もしもの時の2000万円

賠償責任補償 [限度額] **2000万円** NEW

傷害補償 [死亡・重度後遺障害] 一律 **100万円**

[傷害入院15日以上] 一律 **10万円**

財団法人 日本交通管理技術協会
TEL.03-3260-3621 FAX.03-3260-3892 URL <http://www.tmt.or.jp/>

財団法人 日本交通管理技術協会

知っていますか?



セフティちゃんのTSマークを貼った自転車なら、安心の保険が付いています。

- ★賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになっているので、もしもの時にも安心です。特に、賠償責任補償の最高額が今までの2倍の2,000万円となり、さらに安心が広がりました。
- ★年齢に関係なく、どなたでも入れます。



このマークのある自転車安全整備店で、点検・整備を受けて、TSマークを貼ってもらえると、保険が付帯されます。

TSマークを貼ってね



普通自転車点検整備店
賠償責任・傷害保険付(1年間有効)
自転車安全整備士番号
30897028
点検 17年 3月 25日



自転車事故の死傷者数は、なんと年間に約18万人! ※平成15年の場合 もしもの時に、セフティちゃんのTSマーク保険なら、最高限度額2,000万円の補償が付いているので安心です。

自転車に乗るすべての人に
おすすめします!



年に1回、セフティちゃんの自転車安全整備店で、点検・整備を受けると、そのしるしとしてTSマークが自転車に貼付されます。TSマークには賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった1年間の付帯保険が付いています。

賠償責任補償 最高限度額 2,000万円 **NEW**



もしもの時の、相手への補償が賠償責任です。平成17年3月25日*からこの賠償限度額が2倍の2,000万円となり、また重度後遺障害が1~7級に拡大され、さらに安心が広がりました。
*平成17年3月25日以前に加入している場合でも、3月25日以降は最高限度額は2,000万円

傷害補償 死亡・重度後遺障害 一律100万円 傷害入院15日以上 一律10万円



もしもの時の、自分のケガや死亡の補償が傷害保険です。セフティちゃんのTSマーク保険なら安心です。

◎自転車事故事例 ちょっとした不注意が!!

歩行者と衝突、相手を死亡させてしまった事例です。このケースをはじめ相手が死亡にまではいなくても、夜間や交差点、下り坂のカーブなど、日常のあらゆるところに、危険が潜んでいます。

- 事故概要**: 15歳の高校生は、夜19時ころ、期末試験の勉強をのり道、自転車に乗ってたんぼ道を走行中、対向してきたウォーキング中の歩行者と衝突し、頭部の強打(蜘蛛膜下血腫)により翌日死亡させてしまった。高校生は前照灯を点灯していたが歩行者が黒っぽい服装(反射材なし)であったことから、発見が遅れ衝突したもの。
 - 賠償金**: TSマーク保険より、賠償金として1,000万円、弁護士費用として875,000円を支払った。
- ※この事例は平成14年のため、賠償責任保険の最高額は1,000万円であった

■TSマーク保険の支払い対象

	傷害補償	賠償責任補償	
支払いの対象	TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人(同乗者も含まれます)が国内で事故によって、事故の日から180日以内に死亡又は重度後遺障害(1~4級)を被った場合に支払われます。 一律 100万円	左記の事故によって、入院加療15日以上以上の傷害を被った場合に支払われます。 一律10万円	TSマークが貼付されている自転車に搭乗中の人(第三者)に死亡又は重度後遺障害(1~7級)を負わせたことにより、法律上の損害賠償責任を負担した場合に支払われます。 ※対物損害は対象外です 最高限度額 2,000万円
支払いできない主な場合	(傷害・賠償共通) ○盗んだ自転車等、正当な権利を持たない自転車に搭乗している間に起きた事故 ○道路以外の場所で競技、興行(練習を含む)のため自転車に搭乗している間に起きた事故 ○自転車搭乗者の故意による事故 ○地震、噴火、津波による事故	(傷害補償) ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)又は腰痛で他覚症状のないもの	(賠償責任補償) ○同居の親族に対する賠償事故 ○同乗者に対する賠償事故 等
その他	○賠償責任の当事者は搭乗者の本人のほか、本人に代わって賠償責任を負う親権者、雇用主が含まれます。 ○搭乗中の人、は、自転車の所有者である必要はありません。 ○搭乗中とは、自転車から降りて、押して歩いている場合も含まれます。 ○事故は、道路上で起きたものに限りません。 ○重度後遺障害とは、自賠法に定められている後遺障害の1級~4級(賠償責任補償においては1~7級)までをいいます。		